

令和 7 年度社会教育主事講習
(国の委託費による講習)

1. 趣 旨

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規程及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 主 催 文部科学省

3. 講習実施機関

	機 関 名	期 間	受講定員 (人)
1	北海道立 生涯学習推進センター	(A) 令和 7 年 7 月 3 日～令和 7 年 8 月 27 日	125
		(B) 令和 7 年 10 月 25 日～令和 8 年 1 月 18 日	125
2	岩手大学	令和 7 年 7 月 14 日～令和 7 年 8 月 7 日	50
3	東北大学	令和 7 年 6 月 12 日～令和 7 年 8 月 9 日	80
4	宇都宮大学	令和 7 年 7 月 22 日～令和 7 年 8 月 8 日	80
5	新潟青陵大学 短期大学部	令和 7 年 7 月 29 日～令和 7 年 8 月 22 日	60
6	福井大学	令和 7 年 7 月 12 日～令和 7 年 10 月 20 日	60
7	三重大学	令和 7 年 7 月 24 日～令和 7 年 8 月 22 日	40
8	神戸大学	令和 7 年 7 月 26 日～令和 7 年 8 月 27 日	50
9	岡山大学	令和 7 年 7 月 14 日～令和 7 年 8 月 8 日	60
10	広島大学	令和 7 年 7 月 21 日～令和 7 年 8 月 19 日	50
11	島根大学	令和 7 年 7 月 19 日～令和 8 年 1 月 24 日	50
12	高知大学	令和 7 年 7 月 19 日～令和 7 年 8 月 27 日	40
13	九州大学	令和 7 年 7 月 21 日～令和 7 年 8 月 12 日	80
14	熊本大学	令和 7 年 7 月 15 日～令和 7 年 8 月 8 日	40
15	国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター	(A) 令和 7 年 7 月 11 日～令和 7 年 8 月 28 日	116
		(B) 令和 8 年 1 月 16 日～令和 8 年 2 月 20 日	487*1

*1 主会場 80 名、地方会場 407 名（令和 6 年度の実績の定員）

※実施方法の詳細や変更等については、各機関のホームページ等により御確認ください。

4. 講習を行う科目及び単位数

科 目	単位数
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

5. 受講資格

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部科学省令第12号）第2条各号のいずれかに該当する者

6. 受講申込

受講希望者は、受講申込書を居住地又は勤務先のある都道府県の教育委員会を経由して各講習実施機関に提出する。

7. 受講者の選定

受講申込を受けた各講習実施機関は、当該機関、関係都道府県教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて受講者を選定し、関係都道府県教育委員会に通知するとともに、受講者に対し受講許可書を送付するものとする。

8. 受講に要する経費

受講者の旅費、宿泊費等は受講者の負担とする。受講料は、徴収しない。

令和7年度社会教育主事講習
(国の委託費によらない講習)

1. 趣 旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規程及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とする。

2. 主 催 文部科学省

3. 講習実施機関

	機 関 名	期 間	受講定員(人)
1	宇都宮大学	令和7年8月21日～令和7年11月24日	30
2	大東文化大学	令和7年10月2日～令和8年1月22日	30
3	社会構想大学院大学	(通期) 令和7年4月15日～令和8年1月20日	30
		(春講習) 令和7年4月19日～令和7年8月31日	50
		(夏季集中講習) 令和7年7月29日～令和7年8月31日	50
		(秋講習・日中) 令和7年9月30日～令和8年2月8日	30
		(秋講習・夜間) 令和7年9月27日～令和8年2月8日	50
4	新潟青陵大学 短期大学部	令和7年6月17日～令和7年12月14日	60
5	新潟産業大学	令和7年10月1日～令和8年2月28日	50
6	福井大学	令和7年7月29日～令和7年8月8日	20
7	神戸大学	令和7年8月2日～令和7年8月26日	5
8	高知大学	令和7年8月16日～令和7年8月25日	10
9	九州大学	令和7年7月21日～令和7年8月12日	30
10	放送大学	令和7年10月1日～令和8年1月20日	120

4. 講習を行う科目及び単位数

「生涯学習概論」（2単位）、「生涯学習支援論」（2単位）、「社会教育経営論」（2単位）及び「社会教育演習」（2単位）のうち、実施機関が開設する科目。

5. 受講資格

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部科学省令第12号）第2条各号のいずれかに該当する者

6. 受講申込

受講希望者は、受講申込書その他の必要書類を講習実施機関に提出する。ただし、各実施機関が別に定める場合にはこの限りではない。

7. 受講者の選定

受講申込を受けた各講習実施機関は、当該機関等で構成する運営委員会の意見を聴いて受講者を選定し、受講者に対し受講許可書を送付するものとする。

8. 受講に要する経費

各実施機関が定める。